貸与人員と貸与額の推移(予算)

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
貸与人員(千人)	866	965	1,034	1,092	1,143
貸与金額 (億円)	5,790	6,820	7,510	7,999	8,503

表 2 全学生数に対する奨学生の割合

区分	奨学生数(A)	全学生数(B)	比率(A/B*100)	何人に1人
大 学	752,017 人	2,700,118 人	27.9 %	3.6 人
大 学 院	84,911	219,785	38.6	2.6
高等専門学校	6,202	56,329	11.0	9.1
専修学校専門課程	128,873	609,554	21.1	4.7
計	972,003	3,585,786	27.1	3.7

- (注) 1.「大学」とは大学学部と短期大学です。
 - 2. 高等学校と専修学校高等課程は含まれません。
 - 3. 海外留学奨学金分は含まれません。

けてい ることになります。 一%となっており、三・七人に一人が奨学金を受

奨学金の主な制度

(一) 種類と対象者

学金があります。対象は、大学学部・短期大学・大学院 す。高等学校・専修学校高等課程の奨学金については、 高等専門学校・専修学校専門課程に在学する学生 成一七年度入学者から各都道府県に移管されてい 奨学金には、 無利息の第一種奨学金と利息付の第二種奨 生徒で

(二) 申込と採用

完了まで全ての情報を電算管理システム「イクシス」によ り一元管理しています。 申込はインターネットにより行って お り 申 込から返還

考を行い、採否を決定します。 が人物・健康・学力・家計の各基準に照らして総合的な選 金よりもゆるやかな基準によって選考されます。 採用は各学校長の推薦を受けた申込者について、当機構 第二種奨学金は第一種奨学 (表3)

日本学生支援機構 の奨学金貸与事業に 0 () 7

独立行政法人日本学生支援機構

実施しています。 る優れた学生等に対し学資の貸与を行う奨学金貸与事業を 学生支援の一環として、 豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するため、 独立行政法人日本学生支援機構では、 経済的理由により修学に困難 次代の社会を担う があ

を表しています。 在学する学校と連携・協力して奨学生の教育上の当機構では奨学生の資質向上を図るなどの目的を

指導業務も行っています。 意欲と能力のある学生等が経済的に自立し、 自らの意志

千万円に上っており、この事業へのニーズと役割の大きさ 年度より旧日本育英会から引き継いで実施しています。こ に資する重要な国の教育施策を担うものであり、平成一六 れまでに延べ八一四万人に貸与し、貸与した金額は八兆三 当機構の奨学金貸与事業は、教育の機会均等と人材育成

> きるよう充実を図るとともに、 下で、当機構はこの事業が学生等の多様なニーズに対応でと責任により大学等で学ぶことができるようにとの理念の さらなるサービスの向上に努めていきます。 適切な返還金の回収を行い

貸与人員と貸与金額

五年間で事業費が一・五倍、 係る貸与人員一二万四千人を含む。)となっており、過去 円増(六・三%増)の八五○三億円となっています。貸与 なっています。(表1) 一四万三千人(都道府県に移管された高等学校等奨学金に 人員は第一種・第二種奨学金を合わせて百万人を超え、一 平成一九年度の奨学金貸与事業費は前年度より五 貸与人員が一・三倍の伸びと ○四億

全学生数に対する奨学生の割合は、 平成一八年度の実績

大学と学生 2007.11

貸与日額表 (第一種・第二種)

		双寸 负于// 成数(》/	JE 31—JE/					
Γ	X	分	貸与月額(円)					
L			自宅通学	自宅外通学				
第		国•公立	45,000	51,000				
l⊸	大 学	私 立	54,000	64,000				
授		私立短大	53,000	60,000				
字金	大学院	修士・博士前期課程、法科大学院	88,000					
至	八子阮	博士・博士後期課程	122,000					
種奨学金(平成19年度)	高等専門学校	国公立	(45,000) 21,000	(51,000) 22,500				
	向守界門子仪	私 立	(53,000) 32,000	(60,000) 35,000				
公学者	車板学松市明細和	国公立	45,000	51,000				
∄	専修学校専門課程	私 立	53,000	60,000				

高等専門学校の()内の月額は平成19年度入学者が4年次に進級した時に適用します。

	区 分	貸与月額(自由選択)
Arts:	大学・短大・高専(4・5年)・専修(専門)	3万円・5万円・8万円・10万円
第二	私立大学 医・歯学課程	大学の貸与月額のほか、14万円
種型	私立大学 薬・獣医学課程	大学の貸与月額のほか、12万円
種奨学金	大 学 院	5万円・8万円・10万円・13万円
並	法科大学院	大学院の貸与月額のほか、17万円・20万円

平成一八年度採用者に

つい

本人の

志と責任において高等教育機関で学ぶことができるように で、意欲と能力のある学生等が経済的に自立し、 的保証と機関保証の双方が必要。)。 ては、人的保証選択者が七一・一%、 主的な判断によるものであり、 するものです。 関保証制度は平成一六年度新規採用者から導入されたもの 中及び返還期間中を通して連帯保証するものです。この に一定の保証料を支払うことにより、保証機関が貸与期間 に連帯保証人・保証人を選任するものです。 人的保証と機関保証のいずれを選択するかは、 機関保証は保証機関(財団法人日本国際教育支援協会) 人的保証は、奨学金申込時に連帯保証人を、

自らの意

機

択する必要があります(海外留学に係る第二種奨学金は人

貸与終了時

(七) 奨学金の交付 奨学金は、

義の預金口座へ振り込みます。 八・九%となっています。 なお、平成一八年度までは、 ついては四月分を五月分振り込みの際に合わせて振り込 原則として、毎月一回当月分を奨学生本人名 継続者(大学院を除く。) 機関保証選択者が二

推薦其淮 (第二種 • 第二種)

	表 5 正為至十 (和	1至
区分	第一種奨学金	第二種奨学金
学力基準	①高校成績が3.5以上 ②大学成績が学部内において上位 1/3 以内	①平均水準以上の成績の学生②特定の分野において特に優れた資質能力を有すると認められる学生③勉学意欲のある学生
家計基準	998万円以下 ※私大・自宅通学・4人世帯で主たる家 計支持者が給与所得者の場合	1,344万円以下 ※私大・自宅通学・4人世帯で主たる家 計支持者が給与所得者の場合

金で四八・一%、

在学採用方式で

奨学金で三五・一%、第二種奨学 採用方式で採用された者が第一種

採用された者が第一種奨学金で六

四・九%、第二種奨学金で五一・

(四)緊急採用と応急採用

九%となっています。

事故・病気・死亡等又は火災・風 主たる家計支持者の失職・破産 新規採用者についてみると、予約大学学部一年次の平成一八年度 予約採用方式と、 進学する前年に、在学する学校を 類があります。 通じて毎年春に募集し、奨学生と 進学後に奨学生として本採用する 通じて採用候補者として決定し、 して採用する在学採用方式の二種 奨学生の採用方式は、大学等に 進学後の学校を

(三) 予約採用と在学採用

(五)貸与額と貸与期間

ています。(表4) は四種類の定額の貸与月額を本人が選択できるようにな 入学年度別に貸与月額が定められており、第二種奨学金で 貸与額は、第一種奨学金では学種・設置者・通学形態

つ

•

二種奨学金)を受けることができます。 受ける者は本人の希望により、 さらにこれらの貸与月額とは別に、入学年次に奨学金を 入学時特別增額奨学金 第

する学校の修業年限までとしています。 奨学金の貸与期間は、当機構が認めた貸与始期から在学

三月を終期とし、一定の条件に該当する場合は願い出 り、翌年度も継続貸与としています。 ただし、緊急採用奨学金にあっては、 採用された年度の によ

(六) 奨学金の保証制度

奨学金を受けるには人的保証か機関保証のいずれかを選

者については、在学する学校を通じて、随時、 水害等による家計急変のため、緊急に奨学金を必要とする (第一種奨学金)及び応急採用(第二種奨学金) を行 緊急採用 つ 7

定手続きの迅速化に伴い四月分を同月内に振り込むことが 可能となりました。 でいましたが、平成一九年度からは、 次に述べる適格認

(八)奨学生の適格認定と助言・指導

めています。また併せて手続の迅速化を図っています。 手続をインターネット化し、認定基準の適用状況等を各学 定結果により、奨学生として勉学に励み充実した生活を送 認する適格認定を実施しています。一定の基準に基づく認 校と当機構の双方で確認することにより、 れた者には速やかに停止・廃止の措置を行います。(表5) るよう激励等の助言を行い、貸与要件を喪失したと認めら 修学状況・経済状況等に照らして奨学生としての資格を確 学生に対して奨学金貸与の継続の意志を確認するとともに、 適格認定を厳格に実施するため、平成一八年度から認定 当機構では、 学校長の協力を得て、 各学校を通じて、 毎年一回学年終了時に奨 適切な運用に努

義・重要性について周知徹底し、卒業後は奨学金の返還を 奨学生に対して返還金の意

確実に履行するよう指導も行っています。

表 5 平成18年度 適格認定の実施状況 (単位:人)								
区分		審査対象者		処	置	者		
区分		番 且 利 豕 石	廃止	停 止	警告	激励	計	
大	学	561,316	5,845	6,953	6,961	24,778	44,537	
大 学	院	45,885	204	125	65	451	845	
高等専門学校		4,572	30	82	239	412	763	
専修学校専門	課程	77,007	922	820	930	2,341	5,013	
計		688,780	7,001	7,980	8,195	27,982	51,158	

者から、 率の算定方法として、 め、平成一九年度新規採用 ①利率固定方式

(注)審査対象者・処置者には高等学校・専修学校高等課程は含まれません。

第二種

返還

率決定方式で、貸与期間終 の利率を加重平均して利率 資資金と日本学生支援債券 金の借換えに充てる財政融 了時にその交付に充てた資 に係る利率が一定である利 奨学金の返還期間中、 択できる利率選択制を導入 のどちらか一方を本人が選 しました。 利率固定方式は、 ②利率見直し方式

当該利率を返還

を決定します。

期間が終了する年度の一定期日までに変更することが可能

利率算定方法の選択は奨学金申込時に行いますが、

貸与

表 6

П

区 分

要返還額

収 額

繰上返還額

計

以後おおむね五年ごと(返還を猶予されている期間は除く。)

平成18年度 奨学金返還状況

2.030

1,749

返還状況 千人

与期間終了時は利率固定方式と同様に利率を決定しますが、 ね五年ごとに返還に係る利率を見直す利率決定方式で、

に各時点の財投利率と債券利率を加重平均して改めて利率

完了まで適用します。

利率見直し方式は、

第二種奨学金の返還期間中、

お

お

億円

2.855

2,240

2,884

644

返還率の推移

表 7

(単位:%) 16年度 17年度 16.2 13.3 13.1 92.1 92.2 92.9

77.9

78.2

78.5

区 分 14年度 15年度 18年度 延滞分 17.0 12.1 奨学 金種 当年度 92.1 93.2 期日到来分 計 75.8 74.7 74.576.5 75.1延滞分 24.4 24.5 20.0 20.8 20.1 奨第 当年度 93.1 93.2 92.7 93.2 93.5 字_金種 期日到来分 計 85.9 86.2 85.0 85.3 85.5 延滞分 18.0 17.4 14.4 14.6 13.8 合 当年度 92.4 93.3 92.4 92.4 93.0 期日到来分 計

78.5

平成一八年度は、

を 持っ (一) 返還状況 て返還の義務を果たすことが求められます。

ていく上でたいへん重要です。

奨学生一人ひとりが返還の意義と重要性を認識

Ĺ

末において返還すべき者二〇三万人のうち、

回収しました。これを人員ベースでみると、

平成一

八年度

一七五万人が

返還期日までに返還しています。

(表6)

あ

返還金は次の奨学生のための奨学金の財源となるも

その確実な回収は奨学金貸与事業を維持

発展させ

0 で

れに繰上返還額を加え 四〇億円を回収し、

ると、二八八四億円を

五五億円に対し、二二

小計

78.6

奨学金の返還

当該年度中に返還すべき要返還額二八

(二) 返還率と延滞 要返還額に対する返還額 (繰上返還額を除く。) の割合

55

(九) 利率算定方法選択制 (平成一九年度の新規施策)

54

生等の利便性等に資するた

第二種奨学金の

利

第二種奨学金を受ける学

○・三ポイント上昇しています。(表7)

このうち当年度期日到来分をみると、第一種奨学金と第

を示す返還率は、平成一八年度が七八・五%で、対前年度

延滞信権の状況

スター 延伸負性の仏式								
		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度		
年度末3月以上延	総合	1,363	1,564	1,787	1,864	2,074		
滞債権 (億円)	第一種	1,007	1,083	1,141	1,104	1,137		
(A)	第二種	357	481	646	760	937		
	総合	30,258	33,812	37,997	42,518	47,243		
期末貸与金残高 (億円)(B)	第一種	19,275	20,151	21,034	21,882	22,574		
()41.67	第二種	10,982	13,661	16,962	20,636	24,669		
	総合	17,340	19,794	22,568	25,275	28,503		
年度末要返還債権 (億円)(C)	第一種	12,134	12,873	13,521	14,007	14,452		
()4.1 6)	第二種	5,206	6,921	9,047	11,268	14,050		
期末貸与金残高に	総合	4.5	4.6	4.7	4.4	4.4		
対するリスク管理債 権 の 割 合 (%)	第一種	5.2	5.4	5.4	5.0	5.0		
(A/B)	第二種	3.2	3.5	3.8	3.7	3.8		
年度末要返還債権	総合	7.9	7.9	7.9	7.4	7.3		
に対するリスク管理 債権の割合 (%) (A/C)	第一種	8.3	8.4	8.4	7.9	7.9		
	第二種	6.8	7.0	7.1	6.7	6.7		

四・四%で、平成一六年度と比べて○・三ポイント減少し に対するリスク管理債権の比率は、平成一八年度の総合が 権額が増加していることが要因と思われますが、貸与残高 七億円、総合で二〇七四億円となっています。

リスク管理債権の増加は、事業規模の拡充に伴い貸与債

ています。また、返還を要する債権に対するリスク管理債

平成一八年度の総合は七・三%で、

平成一六

年度と比べて〇・六ポイント減少しています。(表9)

(五) 学種別の延滞率

権の比率も、

ていますが、

(三) 新規返還者の初年度末の返還率

生を対象とする返還説明会等、 返還意識の涵養に努めています。 当機構としては、各学校と協力して、卒業を控えた奨学 様々な機会を通じ奨学生の

前年度中に貸与期間が終了した新規返還者の初年度末の 返還率は、平成一八年度末で、 九三・七%と

体としては上昇傾向にありますが、平成一八なっています。過去五年の推移をみると、全 年度の実績は前年度とほぼ横ばいになってい ます。(表8)

ます。

(同○・三ポイント上昇)といずれも返還率は上昇してい度○・三ポイント上昇)、第二種奨学金では九三・五%

三ポイント上回り、第一種奨学金では九三・二%(対前年 二種奨学金を合わせた総合では九三・三%と前年度を○・

度比○・八ポイントの低下となっています。

第一種奨学金

延滞分についてみると、総合で一三・八%と前年

計画において九五%以上(総合)と設定され この新規返還者の返還率は、当機構の中期 計画達成に向けさらに力を入れて

分の返還率は低下傾向となっています。

は二○・一%(同○・七ポイント低下)となってい では一二・一%(同一・○ポイント低下)、第二種奨学金で

当年度期日到来分の返還率は上昇しているものの、延滞

		表 8 新	規返還者の	D初年度末	の返還率	
X	分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平
返還率	区(%)	92.7	92.2	93.4	93.8	

	表 8	新規	現返還者の	D初年度末	の返
区分	平成1	4年度	平成15年度	平成16年度	平成17
返還率(%	()	92.7	92.2	93.4	
- 4				- 1	

題となっており、後記(四

返還金の回収の取組)に示す

も引き継いでいます。これを含む延滞分の回収が大きな課

当機構は旧日本育英会から事業を継承し、過去の延滞分

ような様々な回収促進方策の推進に全力を挙げて取り組ん

成18年度 93.7 ています。 いきます。

・ます。

(四) 延滞債権の状況

みると、 奨学金が一一三七億円、第二種奨学金が九三 債権(いわゆるリスク管理債権)は、第一種 含む残存債権の総額を示す延滞債権の状況を 延滞の状況にある者の返還期日未到来分を 平成一八年度の延滞三月以上の延滞

金の延滞率が第二種奨学金のそれよりも高い水準を示して ○%、第二種奨学金の延滞率が一一・八%で、 います。これは第一種奨学金のみの対象となる高等学校の 八年度末の学種全体では、第一種奨学金の延滞率が一五・ 学種別に、人員ベースで延滞率の状況をみると、平成

第一種奨学

校の延滞率が高等学校を除く他の学種に比べて高くなっ 延滞率により引き上げられているためと思われます。 学種別にみると、ほぼ全ての学種で前年度よりも低くなっ (表10) 第一種奨学金、 第二種奨学金ともに、専修学

表10 学種別延滞率

(単位:%)

15.0

27.1

10.9

6.4

11.2

15.8

11.8

6.3

11.5 11.7 6.6 6.4 14.8 15.2 13.7 13.9 返還を猶予することがあります。 であった者が次に該当するときは、 ①学校等に在学するとき 奨学生であった者の現在の状況への配慮として、 奨学生

(七) 返還免除制度

返還未済額の全部又は一部の返還を免除する制度がありま 精神若しくは身体の障害のため返還ができなくなったとき、 返還免除には、 奨学生又は奨学生であっ た者が死亡又は

この他に、大学・高等専門学校は平成九年度までの入学

者、大学院は平成一五年度までの採用者を対象として、第 免除する制度があります。 を満たし、 い出によって、 一種奨学生であった者が在学期間や就職までの期限の条件 在学中に特に優れた業績を挙げ 平成一六年度以降の大学院第一種奨学生採用者か 教育又は研究の職に一定期間在職したとき、願 その第一種奨学金の全部又は一部の返還を た奨学生に対して、

らは、 また、

- 表刊 平成18年度 特に慢れた美績による返還兄院者数 _{(単位:}								
	貸与終了者	推薦者数	免除者数	全額免除	半額免除			
修士課程	20,963	6,038	6,038	2,012	4,026			
専門職大学院課程	1,956	551	551	185	366			
博士課程	5,306	1,577	1,577	515	1,062			
#	28 225	8 166	8 166	2 712	5 454			

五十40万年 サルクセナザダルトプロラクトナル

返還金の回収の取組

(一) 返還金の回収方策

行っています。 口座からの自動口座振替制度により 奨学金の 奨学金を先輩から後輩へ引 回収は、 当機構ではこの返還 返還者の預貯金

 ν

平成15年3月末 平成16年3月末 平成17年3月末 X 現在 第一種奨学金 14.4

学 大 学 院 高等専門学校 専 修 学 校 第二種奨学金

高等専門学校 学 大

学 院

7.1 15.0 13.5

専 修 学 校 計

高 等 学 校

平成18年3月末 平成19年3月末 現在

現在 現在 現在 14.7 15.2 14.9 25.2 26.4 24.2 26.2 10.9 11.0 11.3 11.0 6.7 6.9 7.2 6.4 11.9 12.0 11.8 11.6 16.7 16.6 16.9 16.2

10.9 11.4 12.2 11.9 8.7 6.4 6.5 4.4 10.7

11.1 11.9 7.0 7.2

15.1

13.8

15.6

14.3

(六) 返還猶予

願い出により奨学金の

②病気や失業等によって返還が困難となっ

たとき

願い出に基づき在学大学から推薦のあった者について、

外

1リレー

「口座の加入督促と加入時期の早期化

Ō

返還免除としています。

額免除五四五四人、計八一六六人を

ついて、全額免除二七一二人、半

のうち、各大学から推薦のあった者

対象貸与終了者二万八二二五人

下とされています。平成一八年度で 学金貸与終了者の数の百分の三〇以 しようとする年度の大学院第一種奨 入されてい

ます。免除者数は、免除

に、再三の督促にも係らず何ら応答のない返還者に対して

法的措置を前提とした手続を厳格に行うなど、

返還金

い初期の段階において、早期に督促を行っています。

さら

通知」を送付し、併せて外部委託による電話での督促を行っ

また、連帯保証人・保証人に対しても返還がな

残高不足により振替ができなかった場合には「振替不能

の一層確実な回収に向けて努力しています。

(二) 平成一九年度の返還金回収方策

又は一部の返還を免除する制度が導 与期間終了時に、その奨学金の全部

ています。

者免除認定委員会の審議を経て、貸部有識者からなる当機構の業績優秀

継ぐという意味で「リレー

口座」と呼んでいます。

平成一九年度は次のような回収促進方策を実施しています。 当機構では、返還金のより一層確実な回収を図るため、

加入督促を実施しています。 また、 リレー口座の未加入者に対し、 平成二〇年三月満期者から、 外部委託による電話で IJ V 1

出時まで早期化することにより、 口座の全員加入を徹底します。 従来返還誓約書提出後であったものを返還誓約書提 各学校との連携 |座の加 の下、 入時

ます。

②住民票の提出を義務化

約書提出時に住民票を提出することを義務化することによ 返還者の住所地の把握を徹底し、 -成二○年三月満期者から、 学校との連携の下、 適正な回収を実施 返還誓

⑤債権回収会社(サービサー)の活用

に関 を拡充して実施します。 延滞者への電話督促や効率的な返還金 する回収業務については、 債権回 |収会社 口 収 が の外 可能な債権 部 委託

③外部委託を活用した督促の拡大強化

を量的に拡大して実施し、 延滞 一年未満の者に対し、 本人・連帯保証人・ 外部委託を活用し 保証 た電話督促 人に対

④ 延 [滞者への法的処理の徹底

する電話督促の徹底を図っています。

処理 対象として支払督促申立予告を実施しています。 請求手続の徹底を図るため、 施することとしています。 や自己破産等の債務整理中の者を除いた約一〇万件を法的 年以· の対象とし、 年以上の延滞者を対象として、 上の者 一四万件のうち、一年以内に入金のあっ 平成一 九年度からの三年間で集中 平成一九年度は約四万五千件を 平成一七年度末における延滞 法的措置を前提とした 的 た者 に実